裏

## 農地法抜粋

- 第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88 号)第29条第1項の規定による立入調査のほか、第7条第1項の規定による買収をするため必要があるときは、委員又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解してはならない。

(用紙の大きさは、日本工業規格B8)

## 立入調査結果報告書

- 1 調查対象法人名
- 2 調査実施年月日
- 3 調査場所
- 4 調査内容 (調査した帳簿、作業日誌その他の書類の種類)
- 5 判明した事実関係 (調査によって判明した調査対象法人の経営概要、耕作状況等)
- 6 確認された不適正事項 (要件を満たしていない事項又は要件を満たさなくなるおそれがある事項)

以上、調査内容及び調査結果について報告する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

調査担当者 農業委員会 氏名